

4 青梅市都市計画マスタープラン改定(原案)にかかるパブリックコメント実施結果

都市計画マスタープランの改定に当たり、市民意見を反映するため、青梅市都市計画マスタープラン改定(原案)についてパブリックコメントを実施しました。

実施期間 平成25年11月1日から平成25年11月15日

意見提出者 15人

| 意見要旨 | 市の考え方 |
|---|---|
| まちづくり全体に対する意見 | |
| 目標年次は10年後の平成35年となっているが、「景観まちづくり基本計画」など具体的な提案がなされているものについては早く進めて欲しい。 計画倒れにならないよう、PDCAにもとづく目標管理をしてほしい。 | 都市計画マスタープランの内容については、各分野別の既定計画と整合を図ったものとしております。具体的な施策の実現については、景観まちづくり基本計画をはじめ、各分野別の計画にもとづき計画的に取組を進めることとしております。 |
| 「豊かな緑と清流に恵まれた美しい青梅を守り育んでいこう」はすばらしい目標だと思うが、具体的な方策はなかなか進んでいないのが現状である。 | |
| 緑を守ることは大切であるが、本来は人が住むための都市計画であり、農林業・観光、自然災害に対処する安全・安心なまちづくりが青梅のまちづくりと思われる。 青梅市は、ほとんどが山地なので、山地を利用した観光や遊休地活用、自然災害に強いまちづくりを強調してほしい。 | 「まちづくりの目標」(本文P43)において、地震、洪水、土砂災害などの自然災害から人々の命と暮らしを守るまちづくりや、本市特有の山地や丘陵地、多摩川などの自然資源を生かした観光まちづくりを進めることを位置づけております。 |
| まちづくりの目標で、「あらゆる人たちが安心して暮らせるまち」、「子育てがしやすいまち」とあるが、現実にはコミバス、児童館もない状況であり、机上の空論である。 都市計画、道路整備より、福祉、教育を優先してほしい。 | 福祉・教育は重要と考えますが、都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を示すものであることから、都市基盤の整備や維持管理を中心に方針を位置づけております。 |
| 不景気で財政が厳しい中、公共事業優先ではなく市民の生活を考え、慎重にやってほしい。 | |
| 子どもたちが安心して行動できるスペースとして市民センターがあるが、どこの市民センターでも和室に机が積み重なっており、机が落下しケガしたケースも聞いている。児童館がないので、このような事があるのだろう。 | 子どもたちの安全・安心な居場所づくりなど、子育て環境の整備については、「まちづくりの目標」(本文P43)の1つとしておりますが、都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を示すものであり、児童館の設置について位置づけることは難しいと考えております。 |

| 意見要旨 | 市の考え方 |
|---|--|
| <p>目標を次のようにして欲しい。</p> <p>目標1 ホタルの舞う小さな水辺のビオトープをきちんと保全し、さらに豊かな共生環境を育ててほしい。</p> <p>目標2 食の安全と大気の汚染防止への取組をきちんと盛り込み、子どもたちの健康環境を守ってほしい。</p> <p>目標3 ごみゼロ宣言をしてほしい。ごみは分別し、燃やさず、埋めず、作らない、売らない、そして資源化してほしい。その志としくみの中から新しい雇用が生まれ、活気と笑顔と健康と誇りある創造あふれるふるさとが生まれると思う。</p> | <p>自然との共生環境、食の安全や公害防止、循環型社会、雇用創出などそれが重要なテーマですが、都市計画マスターplanは、都市計画の基本的な方針を示すものであり、環境問題を主な目的とするものについては、環境基本計画の中で検討すべきものと考えております。</p> |
| 図1-1「青梅市位置図」が小さくて見えない | 可能な範囲で大きく表示しました。(本文P9) |

| まちづくりの基本方針(全体構想) | |
|--|--|
| 1 土地利用の方針に対する意見 | |
| <p>市街化調整区域の土地利用誘導について整備方針が示されていない。市街化調整区域の中に、環境に配慮しながら若い世代が住めるように都市計画を改めるべき。</p> | <p>土地利用の方針の「農的環境と調和した既存集落地の活性化を図る地域(農・住環境調和ゾーン)」(本文P52)において、小曾木・成木地区の若者世代などの定着を促進するための方針や施策について位置づけております。</p> |
| <p>「地区計画やミニ土地区画整理事業などの面的な整備を検討します。」とあるのは、市が主体となって進めるということか。</p> | <p>地区計画やミニ区画整理を活用したまちづくりは、住民合意のうえで進められるべきものと捉えております。基本的な考え方は、「協働のまちづくりに向けて」(本文P136)に位置づけております。</p> |
| <p>ミニ区画整理事業はあるが、場所は決まっているのか。これだけでは何のことか分からないので説明が必要である。</p> | <p>場所は特定しておりませんが、狭い道路など道路基盤の不足による建築行為の制約がある地区や行き止まり道路の付替えが必要な地区など、小規模単位のミニ区画整理事業が効果的と考えられる地区への活用を想定しております。このため、土地利用の方針の「市街化区域の土地利用方針」(本文P50)に記述を加えました。</p> |
| 2 交通体系の整備方針に対する意見 | |
| <p>既存道路の維持管理、補修や市民要望の強い生活道路の改善を優先すべき。</p> | <p>交通体系の整備方針の「市街地の道路整備」(本文P56)において、地域生活に欠くことのできない幹線市道、生活道路の新設や拡幅、改良の推進を位置づけております。既存道路の維持管理については、これから時代の都市経営についての「ストックマネジメント手法の導入による社会資本全般の維持管理と長寿命化」(本文P139)において、社会資本全般の計画的な維持管理と長寿命化の考え方を位置づけております。</p> |

| 意見要旨 | 市の考え方 |
|--|--|
| <p>歩行者空間に配慮した道路整備の具体化促進を望む。</p> <p>高齢化が進むことを考えると、歩行者が歩いて楽しいと思う道、夏の日差しをよける樹木、休憩場所、自転車や電動車いすなどを優先する道路をつくり、高齢者や障害者が安心して外に出かけられる道路環境を望みます。モデル自治会をつくって道路に丸太ベンチでも置いてみるとことはできないものか。</p> | <p>交通体系の整備方針の「安心して快適に歩ける道路の整備」(本文P56)や、安全・安心のまちづくりの方針の「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」(本文P78)にもとづき施策を進めることとしております。</p> |
| <p>公共交通空白地域の解消は市民の願いであり、市独自での取組も含めて積極的に行う必要がある。</p> <p>高齢化が進む中で、バス停まで遠く本数が少ないのでバス交通に頼るのは無理がある。デマンド、コミュニティバス等も方針に加えるべき。</p> | <p>交通体系の整備方針の「公共交通空白地域の改善」(本文P57)において、多様な方策の検討を行うとともに、新たな交通を導入するための支援施策について検討することを位置づけております。</p> |
| <p>現況動向からみた課題の「交通環境の改善」にも、JRやバスについての内容や公共交通空白地域の解消、買い物や通院の不便の解消といった内容の記載が必要だと思う。</p> | <p>青梅市の現況動向からみたまちづくりの課題の「交通環境の改善」(本文P39)に「公共交通空白地域の解消」の記述を加えました。</p> |
| 3 自然環境の保全・活用と都市環境形成の方針に対する意見 | |
| <p>市街化調整区域については、緑、緑と書かなくとも野生動物、草木がはびこっている。野生動物のためだけではない、人が住むための具体的な計画を盛り込んでいただきたい。このため、「自然環境の保全・活用の方針」について「山地・丘陵地、河川などの自然環境を保全するとともに、野生動物と人との住み分けに努めつつ、市民のみならず都民などの憩いとレクリエーションの空間としての活用を図っていきます。」としてほしい。</p> | <p>都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針であるため、野生動物と人との住み分けについて、本計画で位置づけることは難しいと考えております。</p> |
| <p>市街化区域の農地の保全について積極的な取組が必要ではないか。市街化区域の農地の減少が続いているが、都市近郊の農地として位置づけをしっかりして、農地として残せるような対策が必要と考える。</p> | <p>市街化区域の農地は、農産物などの生産活動を通じて都市の貴重な緑の空間であり、「自然環境の保全・活用と都市環境形成の方針」(本文P61)において、良好な都市環境の形成に役立つ生産緑地の適正な維持・保全および制度の活用を図ることを位置づけております。</p> |
| 6 安全・安心のまちづくりの方針に対する意見 | |
| <p>土砂災害警戒区域における安全な避難場所の確保を検討してほしい。また、行政と自治会の協働による自治会館の活用も検討してほしい。</p> | <p>安全・安心のまちづくりの方針の「災害に強いまちづくりの方針」(本文P76、77)において、「土砂災害対策の推進」や「地域防災力の向上」について位置づけておりますが、具体的な避難場所については、青梅市地域防災計画に定めております。</p> |

| 意見要旨 | 市の考え方 |
|--|--|
| 7 産業環境の整備方針に対する意見 | |
| <p>青梅は暮らすには良いところだと思うが、「仕事をする場所」と「遊ぶ場所」は少ないと感じる。ぜひ新たな産業拠点をつくりたくさんの雇用を生み出してほしい。</p> <p>「遊ぶ場所」については、青梅には大型商業施設を誘致する計画はないのか。雇用もたくさん生まれるとと思う。他にも、自然を生かしたドッグランなどは有料でも喜ばれるとと思う。</p> | <p>「産業環境の整備方針」(本文P82)において、青梅インターチェンジ周辺の産業拠点や中心市街地の育成などによる、多様な雇用の創出と職住近接のまちづくりについて位置づけております。</p> <p>なお、大型商業施設やドッグランについては、現段階では具体的な計画はありません。</p> |
| <p>青梅には、すぐれた農業技術の蓄積があり、安全・安心な食糧を求める市民のニーズがあるので、農業を多面的に発展させる条件は十分にある。</p> | <p>産業環境の整備方針を実現化するための施策として、「農林産業などの地域資源を生かした産業の活性化」(本文P86)の項目の中に、「青梅市農業振興計画にもとづく施策の促進」、「安全で安心な農作物の供給」について記述を加えました。</p> |
| <p>観光まちづくり推進において、一時避難場所を兼ねた大型駐車場・広場の確保を検討してほしい。</p> | <p>観光拠点である御岳や袖木地区の駐車場の充実については、登山などのアウトドアスポーツの場としても需要増加が想定されることから、産業環境の整備方針の「観光まちづくりの方針」(本文P84)に駐車場整備の記述を加えました。</p> |
| <p>中心市街地の育成について、「新たな業務・商業施設」とあるが、大きなビルを建てて活性化していくという方向で考えているのか。既存の個人商店に悪い影響は絶対に与えないという記述が必要だと思う。</p> | <p>中心市街地の地元商業の振興については、既存の店舗に加え、新たな業務・商業機能を誘導することで活性化を図ることと考えており、大型施設の立地の誘導するものではありません。このため、「新たな業務・商業・サービス機能」に修正しました。(本文P83)</p> |
| 地域別のまちづくり方針(地域別構想)に対する意見 | |
| 1 東部地域のまちづくり方針に対する意見 | |
| <p>青梅インターチェンジ周辺を開発して産業拠点を形成することは反対である。農業や市内企業を応援し、市民が安心して生活、雇用など暮らせるような計画にしてほしい。</p> <p>八王子市にも物流拠点の計画があり、拝島や入間に既に存在する。それらと競合するようなものをつくる必要はあるのか。貴重な農地を守り、都市農業の新しい実践の場にできないか。</p> <p>物流拠点よりも国に「カジノ特区」を申請した方が、まだ見込みがあるのではないか。</p> | <p>青梅インターチェンジ周辺の産業拠点の位置づけについては、第6次青梅市総合長期計画の位置づけに即すとともに、青梅業務核都市基本構想、東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針などの諸計画とも整合した内容となっております。首都圏中央連絡自動車道(青梅インターチェンジから)は、既に中央自動車道や関越自動車道に連絡され、今後は、東名高速道、東北自動車道等との接続が予定されていることから、青梅インターチェンジ周辺については、広域的に優れた交通結節機能を生かした物流拠点の整備に向けた取組を進めていくことを位置づけております。なお、青梅インターチェンジ北側地区について、地元農業者の意向を踏まえ、今井2丁目および4丁目の一部を計画的に開発をする地域から、農業的土地利用の維持・保全を図る地域に変更しております。</p> |

| 意見要旨 | 市の考え方 |
|--|---|
| <p>東端地区について、どのような産業集積をめざすのかわからない。また、集積地の地域的連携のイメージも明記する必要があると思う。</p> <p>国有地については国がどういう方針であるか明記すべきだと思う。</p> | <p>東部地域のまちづくりの方針の「青梅インター・エンジ周辺の産業拠点の形成」(本文P94)において、既存工業団地や青梅インター・エンジ北側地区と一体的な産業拠点の形成を図ることを位置づけております。</p> <p>国有地を含む青梅インター・エンジ南側地区については、「集団的農地、市街地内の農的環境の維持・保全」(本文P95)において、農業的土地利用の維持・保全を図る地域として考え方を示しております。土地利用を図る場合は、国との調整が必要であると考えております。</p> |
| <p>霞川の水田地帯は、霞川と立川断層がつくった歴史的景観であり、霞丘陵、崖線に囲まれ、富士山や奥多摩の山並みを望むことができる貴重な景観である。支流の大門川には、ホタルもみられる。これからは景観にあった川づくりをして、川とだれもが親しめる場所にしていきたいものです。</p> | <p>東部地域のまちづくりの方針の「集団的農地、市街地内の農的環境の維持・保全」(本文P95)において、霞水田地区の持つ景観機能について記述を加えました。</p> |
| <p>東部地域のまちづくり方針図に「都立文化会館の設置を促進」とあるが、実現性はあるのか。都の方針も確認した方がよいと思う。</p> | <p>当地区は、都立文化会館の設置を目指し、平成5年に都立誠明学園周辺地区地区計画を定めた地区です。都立文化会館の設置については、引き続き、東京都へ要望していることから、都市計画マスター・プランに位置づけております。</p> <p>なお、本件については、第6次青梅市総合長期計画に即したものとしております。</p> |
| <p>新青梅街道線や根ヶ布長淵線は、多摩川の崖線の線を削ることになる。崖線の線を保全する協議会を構成する他の自治体から意見はないのか。</p> | <p>新青梅街道および根ヶ布長淵線については、旧青梅街道の交通渋滞の解消や南北交通ネットワーク強化のために必要な事業と考えております。本件についての意見は特にありませんが、交通体系の整備方針の「道路網の整備方針」(本文P55、56)の記述を、周辺環境や景観に配慮した道路整備を進めると修正しました。</p> |
| <p>3・4・18号環状2号線や3・5・12号青梅中央道線の延伸や3・4・13号青梅東端線ではなく、七日市場から小作—平松を通る道路に直結させる方がはるかに、町や羽村などへの通勤の車の流れがスムーズになり、しかも霞川低地の静かな住宅環境を激変させず、車も迂回しないですむと思うが計画されていない。</p> | <p>都市計画道路以外の市道についても、東部地域のまちづくりの方針の「道路の整備」(本文P95)において、機能的な都市活動の向上や歩道の設置・拡幅などによる、誰もが安全で快適な都市生活の確保に向けて道路の整備を進めていくことを位置づけております。</p> |
| <p>成木河辺線の見直しも必要である。</p> | <p>成木河辺線は、小曾木地区の既存集落地と市街地を結ぶ南北交通のネットワーク強化を目的とした道路であり、概ね20年後の将来都市像を展望する中で、構想路線として位置づけております。(本文P44、56、96)</p> |

| 意見要旨 | 市の考え方 |
|---|---|
| <p>多摩新宿線は事業化の見通しも不明であり、環境破壊と多額の税金をつぎ込むものであり、賛成できない。</p> <p>全体的にも計画の財政見通しが示されていない。</p> | <p>多摩新宿線は、広域的な観点から都市間の連携を強化する目的で、東京の都市づくりビジョンの位置づけや、市の上位計画である第6次青梅市総合長期計画の位置づけと整合を図っているものです。(本文P44、55、96)</p> <p>なお、都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を示すものであり、具体的な事業・実施計画ではないため、財政計画を示しておりません。</p> |
| <p>多摩都市モノレール線は羽村駅を通る構想であるため、促進は必要ないと思う。</p> | <p>多摩都市モノレールの構想路線は、多摩地域の公共交通の充実を図るために必要であると考えます。このため、「多摩地域の公共交通の充実を図るために、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を通じて、延伸整備を促進します。」に修正しました。(本文P57、96)</p> |
| 3 北部地域のまちづくり方針に対する意見 | |
| <p>黒沢採石場跡地に先端技術産業などの新たな産業の集積地としての誘致計画がありますが、成木街道の渋滞を一層ひどくするものではないか。また、この跡地の一部には、埋戻し土等の土壤汚染のリスクもある危険な土地もあるようなので、埋め立てられている有害物質などの調査と対策の方針をもつ必要があると思う。</p> | <p>黒沢地区採石場跡地の土地利用については、第6次青梅市総合長期計画に即して、市街地と近接した立地条件を生かし、雇用の生まれる新たな産業を含めた産業集積地として、計画的な土地利用を目指すことと位置づけております。都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を示すもので、具体的な土地利用の際の対策等を示すものではありません。</p> |
| <p>鉱山・採石場について、既存の鉱山・採石場の拡張はあり得るという記述があるが、環境を保護するためには拡張も認めない方がいいと思う。拡張を認める理由を明記すべきだと思う。</p> | <p>既存の産業であり、拡張を認めないのは難しいため、第6次青梅市総合長期計画に即し環境への影響を十分考慮することとしております。</p> |
| <p>成木5丁目的一部採石場跡地を土砂災害などの自然災害への一時避難場所を兼ねる広場を有する緑地公園としてほしい。</p> | <p>北部地域のまちづくりの方針の「鉱山・採石場跡地の修復と活用(将来活用エリア)」(本文P116)において、森林などの自然環境への復元を図ることを基本としつつ、地域の生活環境の向上に役立つ活用も検討することとしております。</p> <p>なお、本件については、第6次青梅市総合長期計画に即したものとしております。</p> |
| 5 中心市街地地域の整備方針に対する意見 | |
| <p>中心市街地の衰退について原因の分析を行い、中心市街地地域の整備方針において地元商店の保護、振興策を考えてほしい。</p> | <p>中心市街地の現状分析や地元商業の振興については、「中心市街地活性化基本計画」の策定の中で検討しております。このため、中心市街地地域の整備方針の「中心市街地地域の整備方針を実現化するための施策」(本文P132)に、「中心市街地活性化基本計画の推進」の記述を加えました。</p> |
| <p>東青梅北口にエレベーターを1日も早く設置してほしい。</p> | <p>中心市街地地域の整備方針の「東青梅駅周辺地区的整備方針」(本文P130)において、駅前広場の整備を進めるとともに、エレベーターの設置について検討し、中心市街地の駅前にふさわしい再開発を促進することを位置づけております。</p> |